

# 今こそ地方議会の改革を

- 都道府県議会制度研究会中間報告 -

( 概 要 )

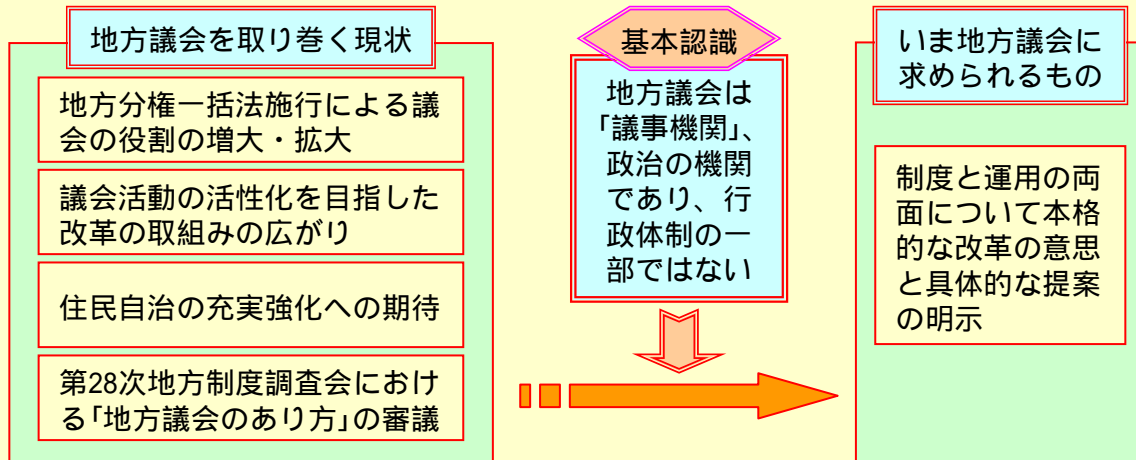
平成17年3月18日

## 都道府県議会制度研究会

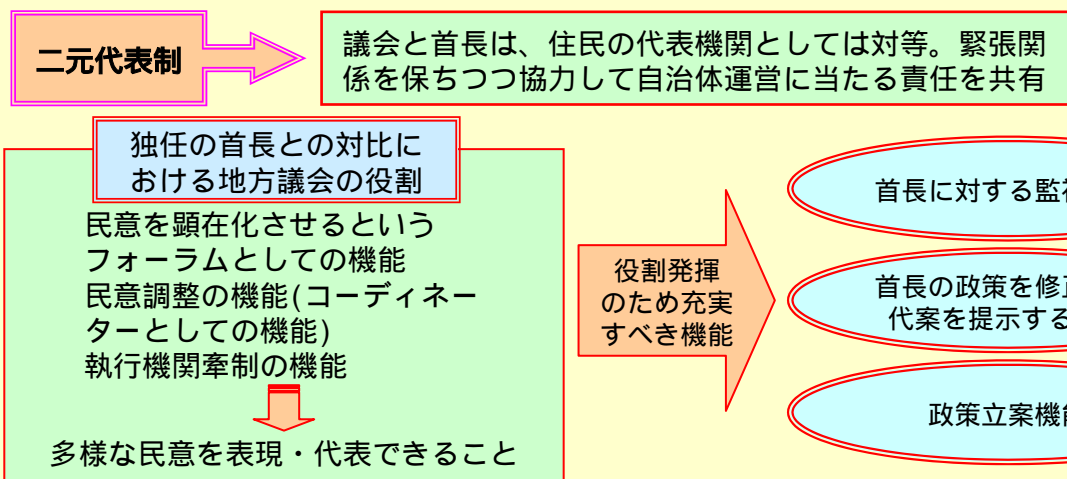
大 森	彌 (座長・千葉大学法経学部教授)
大 山	礼子 (駒澤大学法学部教授)
金 井	利之 (東京大学大学院法学政治研究科助教授)
川 村	仁弘 (立教大学社会学部教授)
小 林	良彰 (座長代理・慶應義塾大学法学部教授)
斎 藤	誠 (東京大学大学院法学政治研究科教授)
野 村	稔 (前全国都道府県議会議長会議事調査部長)

# 地方議会改革の基本的な考え方

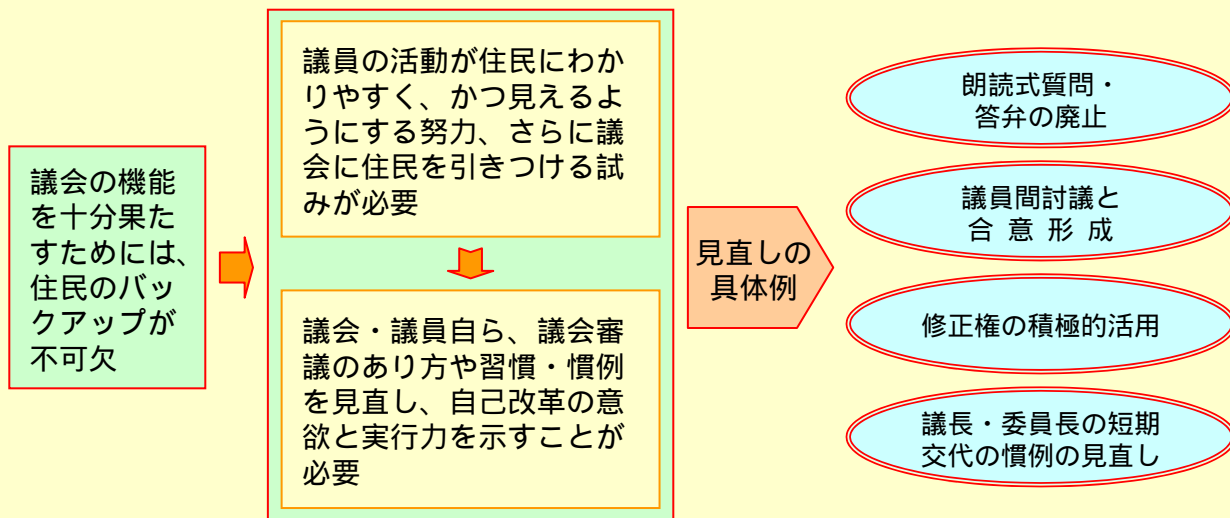
## 1 いま、なぜ地方議会のあり方を問うのか



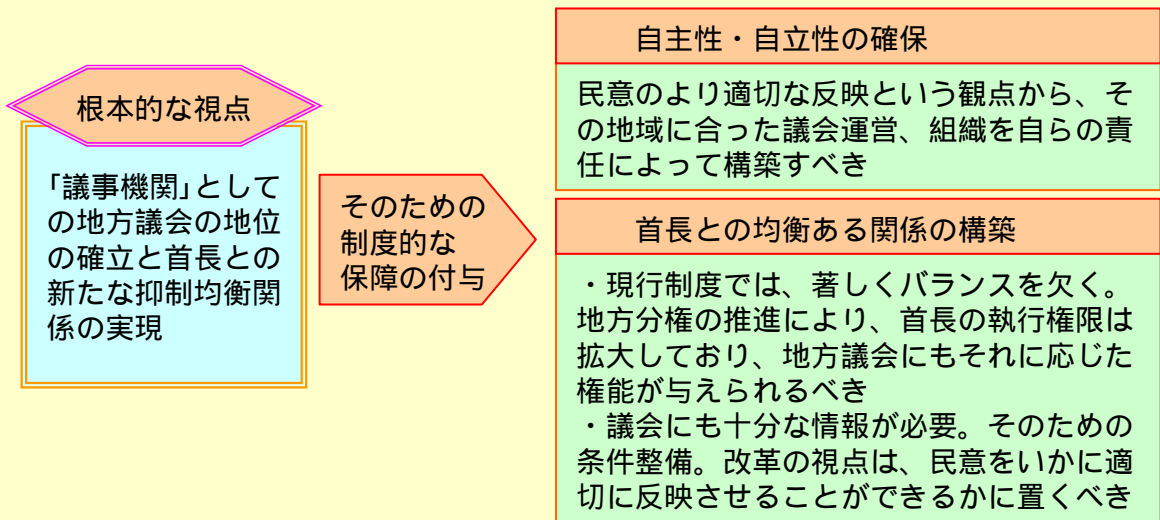
## 2 地方議会を捉え直す基本的な考え方は何か



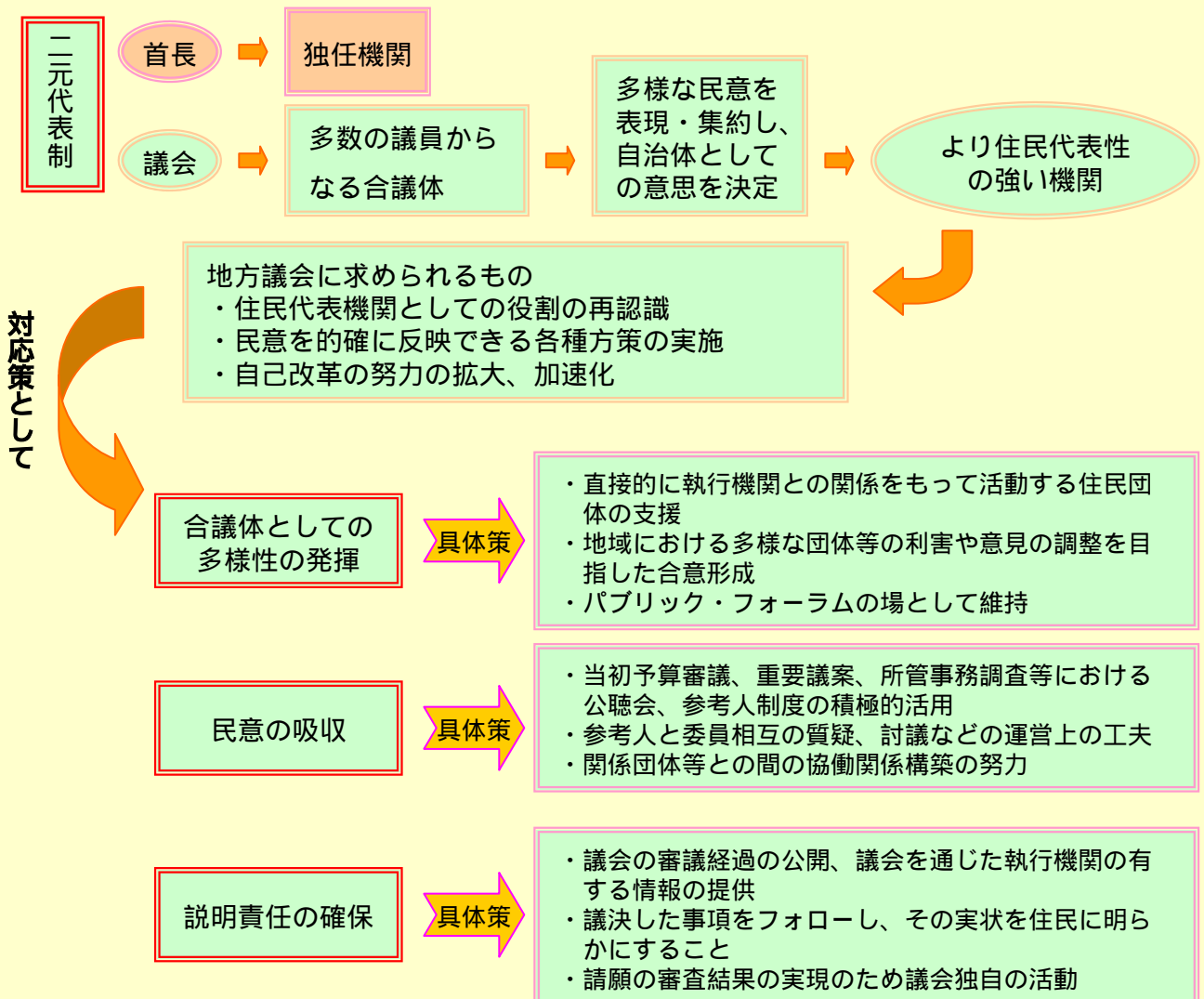
## 3 地方議会はまず自己改革を進めるべきではないか



## 4 制度改正をどのような視点で進めていくか



## 地方議会の住民代表機能をどのように充実強化するのか



## 議会の自主性・自立性確保と権限強化

二代表制の下で、地方議会が住民代表としての役割を十分果たしていくためには、地方自治法の議会にかかる権限制約的規定を緩和し、議会の自主性・自立性を高める必要がある。そのため、以下の見直しが必要。

改革 議長に議会招集権を付与せよ

改革 閉会中の委員会活動にかかる制約を撤廃せよ

改革 議会の内部機関設置を自由化せよ

改革 議決権を拡大せよ

改革 調査権・監視権を強化せよ

改革 議会に附属機関の設置を可能にせよ

改革 議会事務局の機能を明確化せよ

改革 議長に議会費予算執行権を付与せよ

改革 議長に議会棟管理権を付与せよ

改革 議会の議決による執行機関への資料請求権を保障せよ

改革 委員会にも議案提出権を付与せよ

改革 常任委員会への議員の所属制限を撤廃せよ

改革 議長による委員会委員の選任の特例を認めよ

## 議会と首長との関係

第1次分権改革後も、機関委任事務体制の一環ともいえる首長・執行部優位の仕組みが残したままとなっている。この際、議会と首長との間の均衡を確保するという観点に立って、必要な改革を行っていくべき。

改革 専決処分の要件を見直すとともに不承認の場合の首長の対応措置を義務付けせよ

改革 予算修正権の制約を緩和するとともに予算の議決科目を拡大せよ

改革 決算不認定の場合、首長の対応措置を義務付けせよ

議会の審議に住民の意見を反映させることは、議会自身の本来の役割

住民投票も議会の本来とり得る手法の一つ

間接民主制においては

- ・自治体の意思決定は議会で行うべき
- ・議会の重要な役割は異なる民意の調整

安易に住民投票を採用し、議会がその役割を放棄すべきでない

住民投票の実施に当たっては

- ・住民投票になじむ案件の選別
- ・議会・首長間での十分な議論と論点の整理、明確化
- ・住民への情報提供と住民の理解の熟度の向上 - - 等

配慮すべき事項が多い

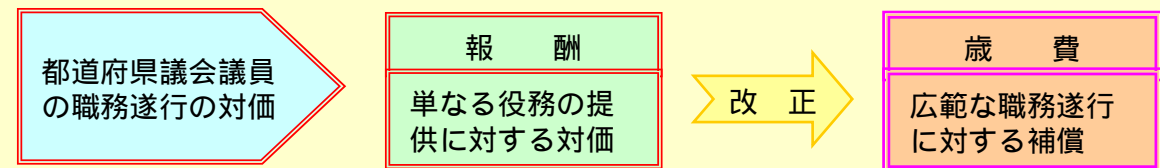
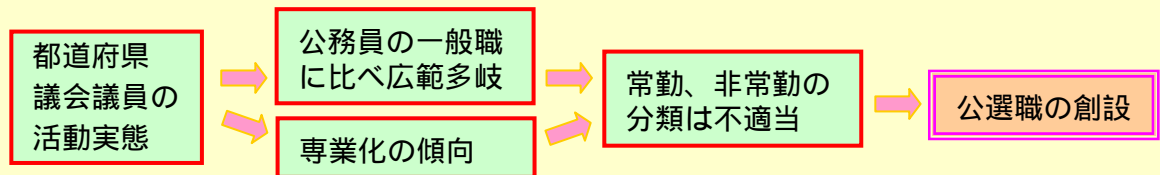
首長発議による住民投票は、議会の存在とその自由な審議を封ずる恐れ

議会自身の発議による議会主導の住民投票制度を検討し、必要により、各自治体の条例によりその導入を図る

## 議員の位置付けと定数

### 1 位置付けの見直し

改革 地方自治法第203条から「議会の議員」を削除し、新たに「公選職」にかかる条項を設けるとともに、議会の議員に対する「報酬」を「歳費」に改めよ



### 2 議員定数

